

「除草作業（一般市道勸修寺今熊野線）」仕様書

（担当：川端、山口 Tel075-591-0013）

1 件名

除草作業（一般市道勸修寺今熊野線）

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道勸修寺今熊野線の除草を実施するものである。

3 期間

令和7年10月10日まで

4 場所

京都市東山区福稲柿本町 地内

5 範囲

【別紙1】【別紙2】箇所図【別紙3】【別紙4】【別紙5】【別紙6】【別紙7】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草作業（処分は含まない）
- ・除草で生じた刈草の積込・運搬

※伐採木、刈草、ゴミ等の処分含まない。東部土木みどり事務所で処分する。

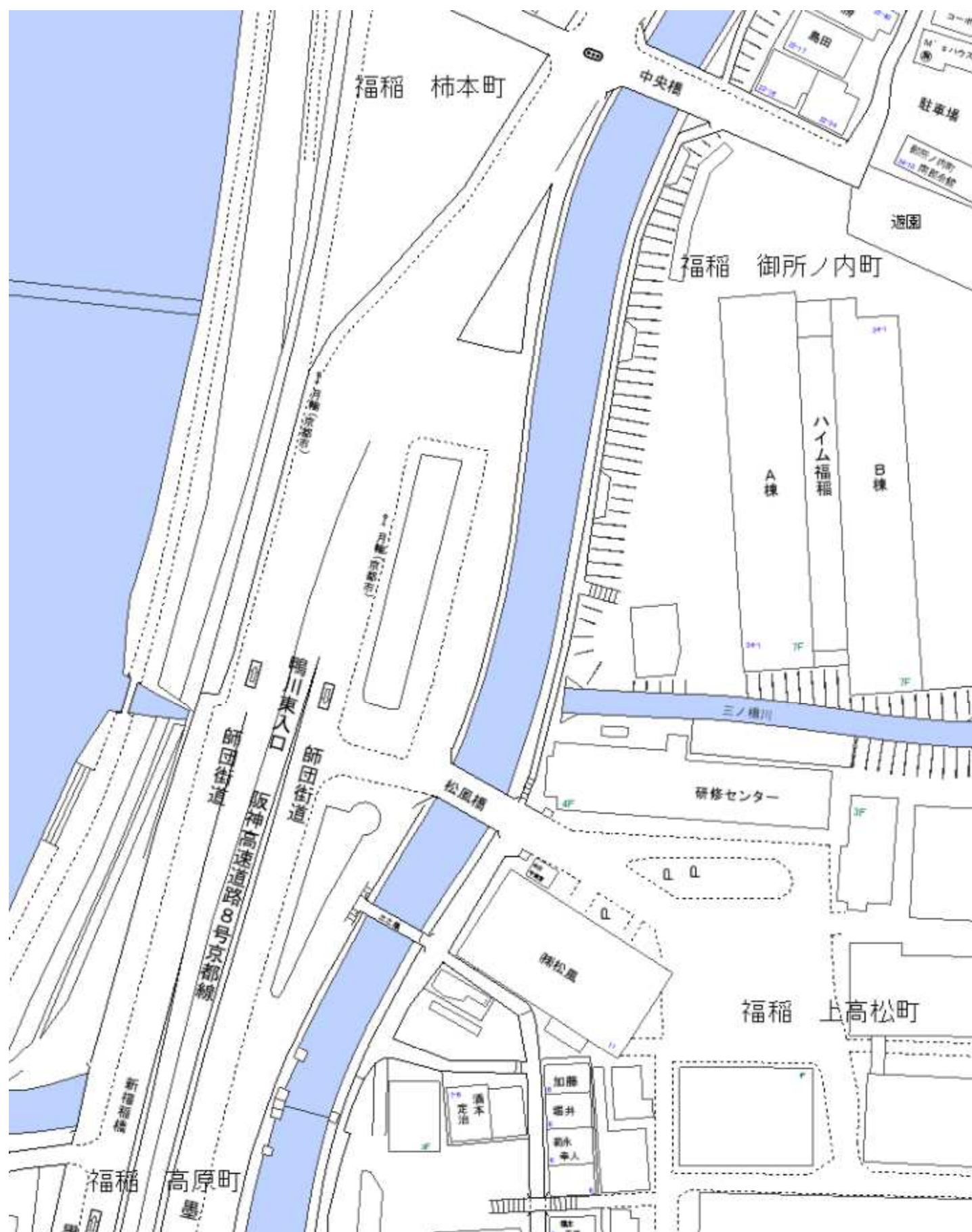
7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 作業で生じた刈草、ゴミ等は東部土木みどり事務所まで運搬すること。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

箇所図





中央橋

ガードレールから車道に出ているものを除草
ガードレールより川側は刈らない

中央分離帯周り除草

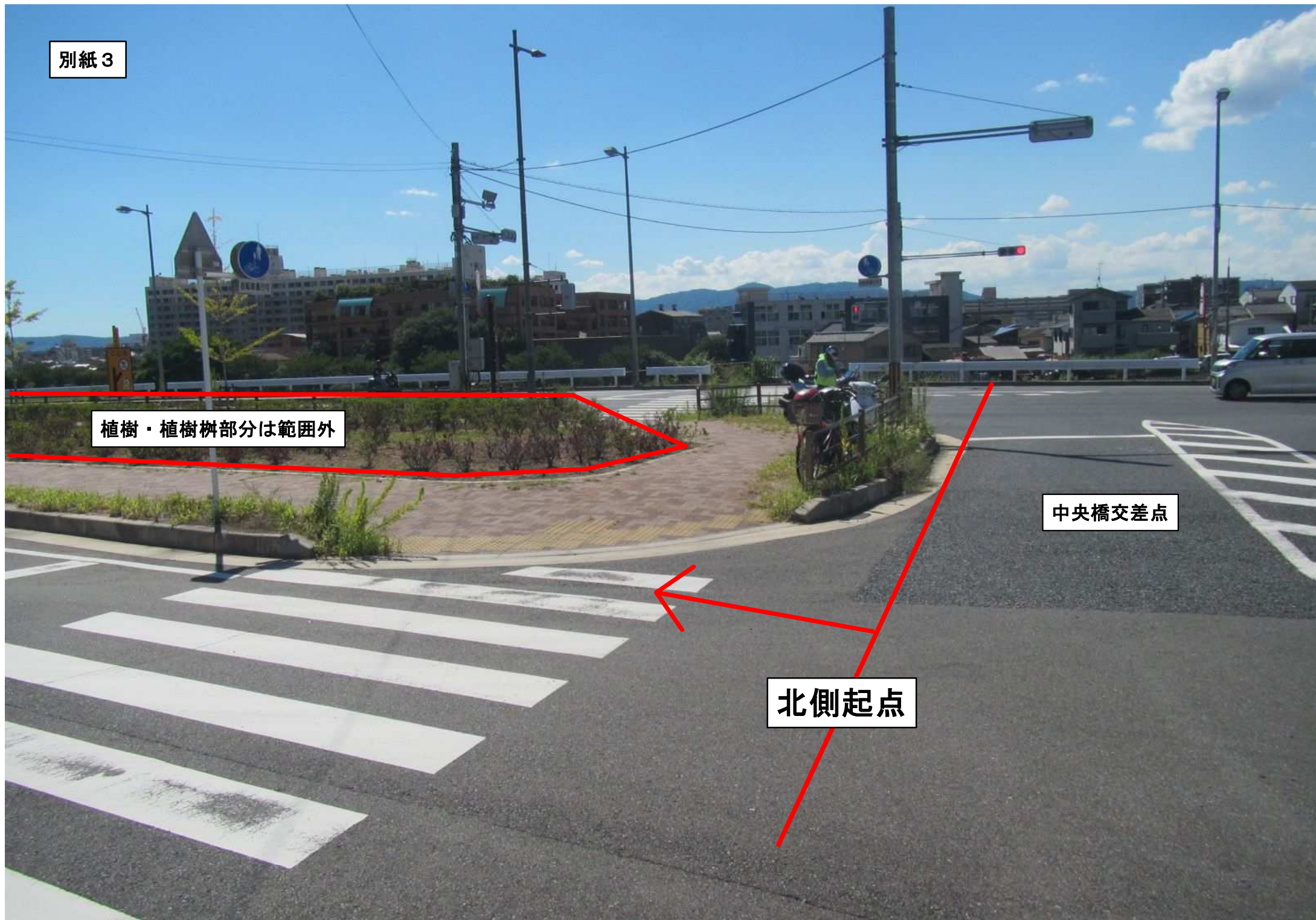
松風橋

歩道・街渠板部分の除草
植樹樹・中央の木などは範囲外

植樹・植樹柵部分は範囲外

中央橋交差点

北側起点



別紙 4

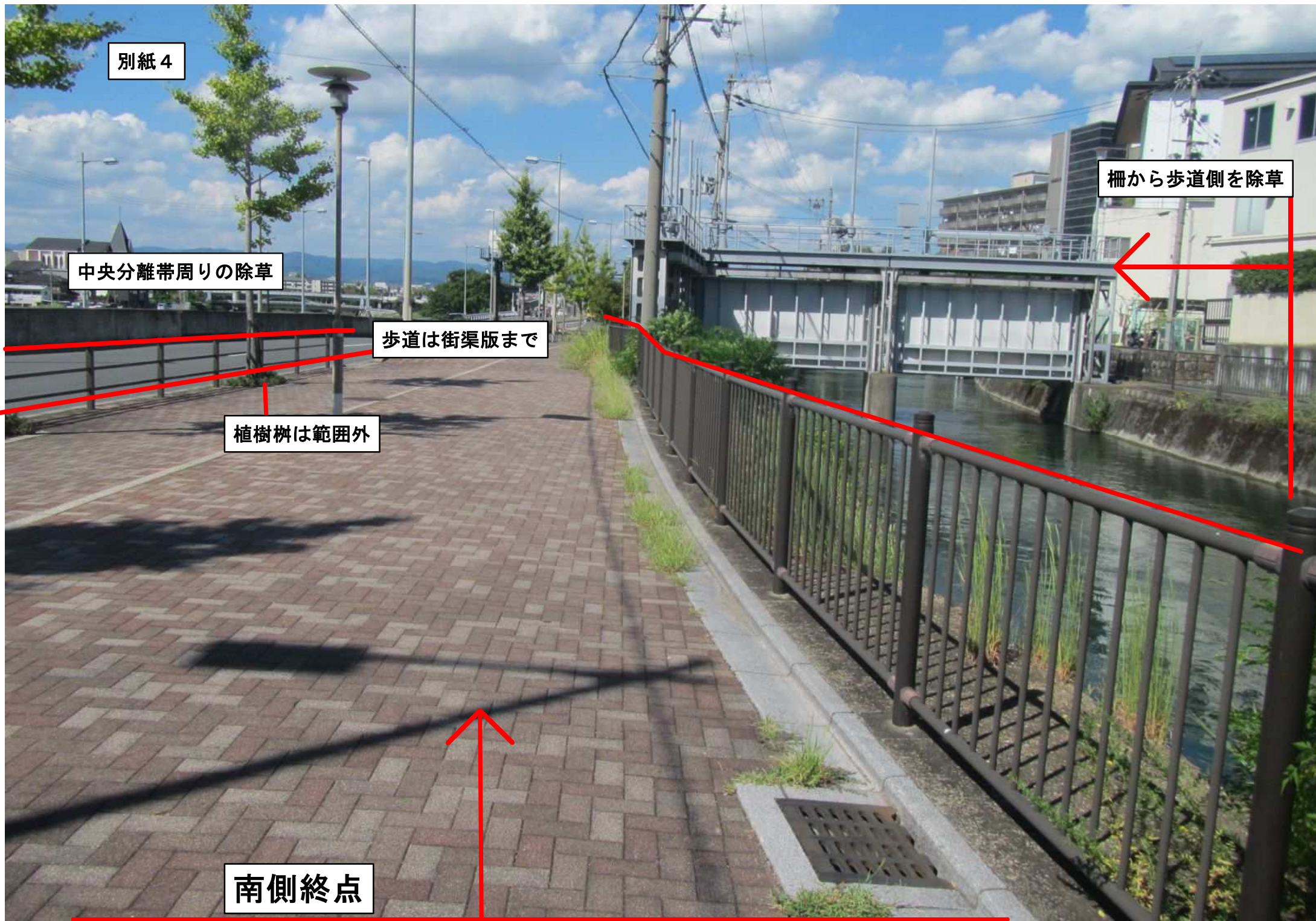
中央分離帯周りの除草

歩道は街渠版まで

植樹樹は範囲外

柵から歩道側を除草

南側終点



ガードレール下除草
ガードレールより川側は刈らない

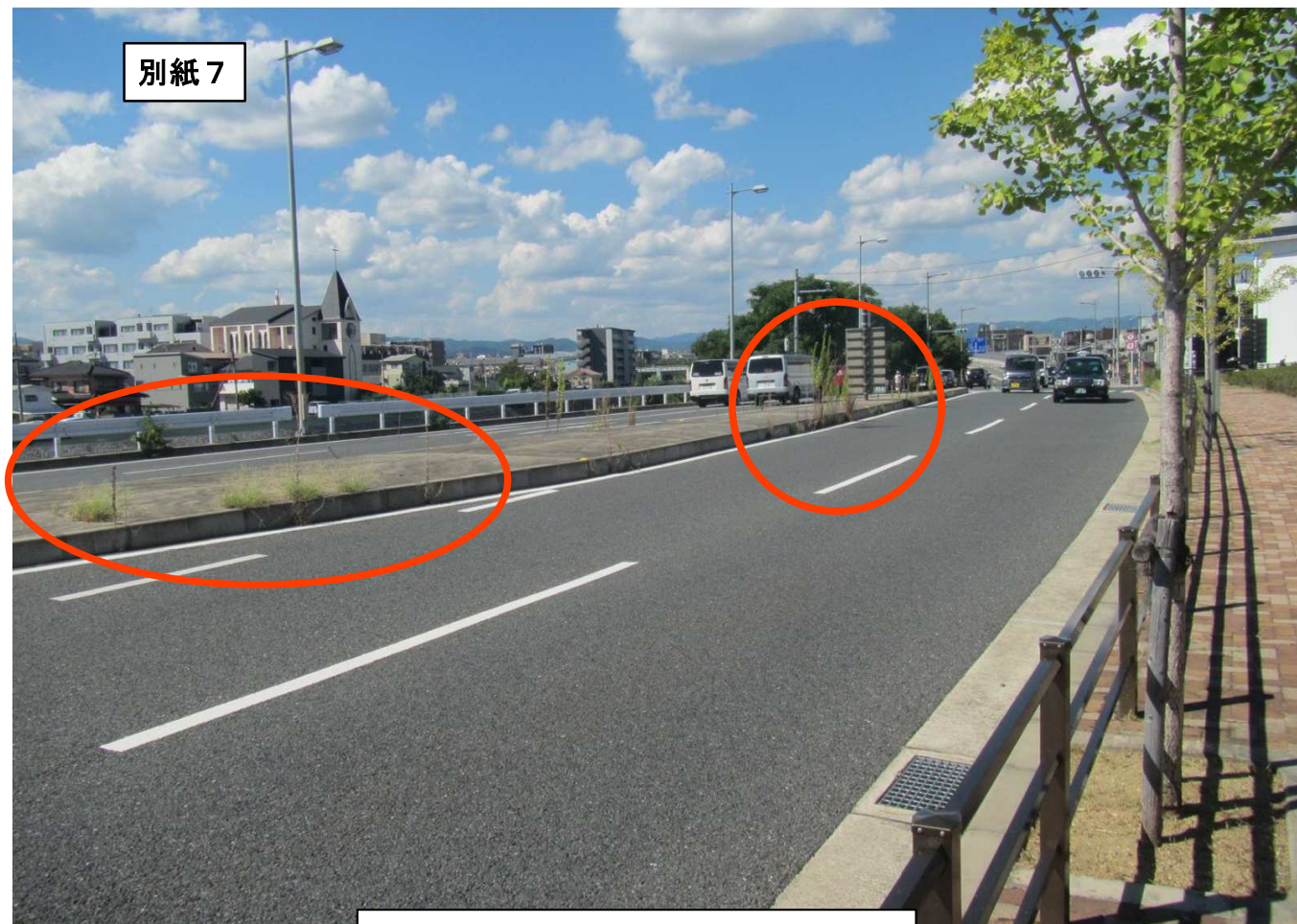




街渠版部分や平板で芝生のようにになっている所もしっかり除去



別紙 7



起点から終点間の中央分離帯周り除草

